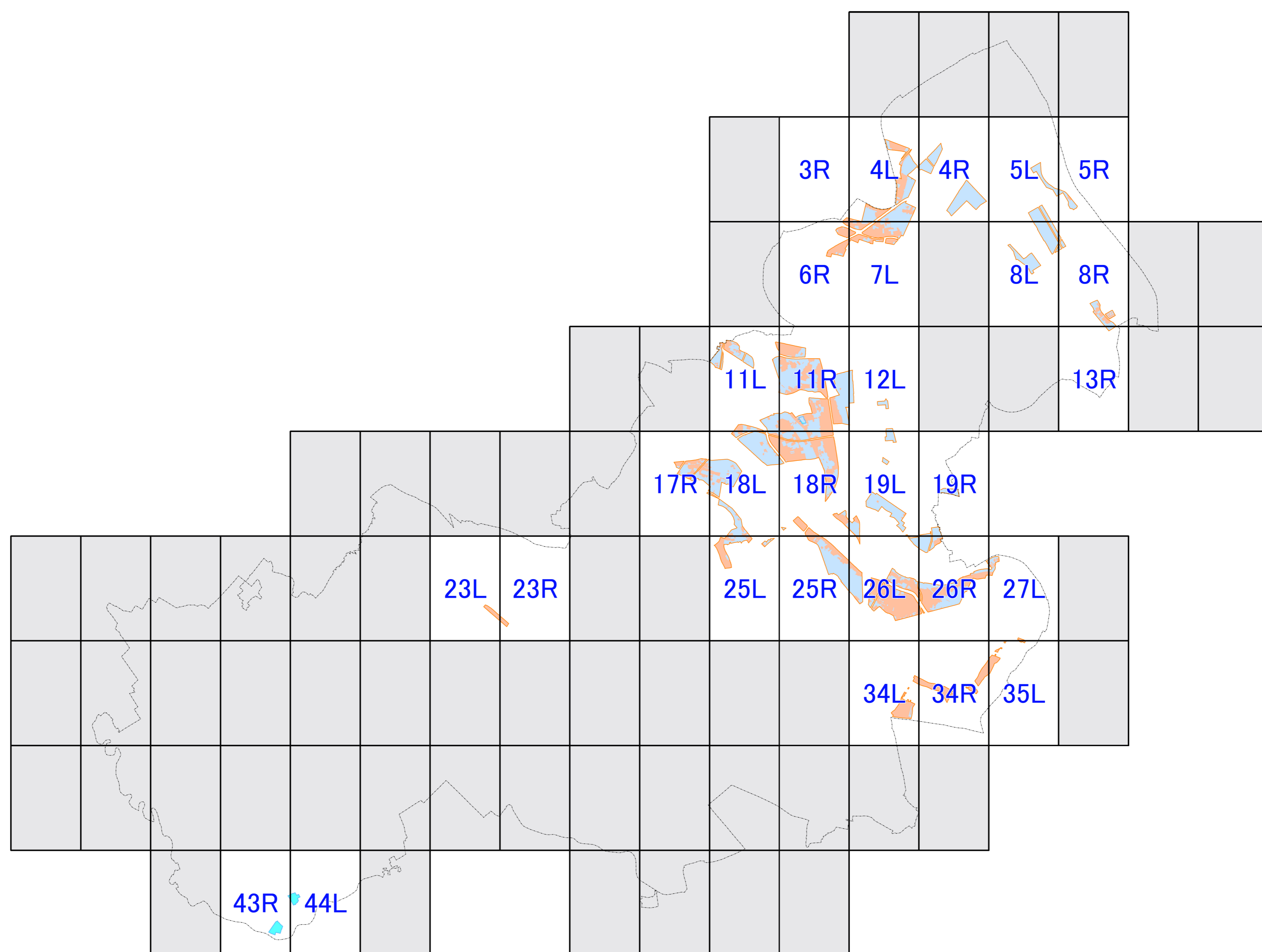


# 久喜市 都市計画法第34条第11号に基づく区域 (浸水ハザードエリア重ね図) — 索引図 —



## 凡例

	<p>条例第3条第1項に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 (環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅(賃貸の用に供するものを除く。)以外の建物とする。)(最低敷地面積300m<sup>2</sup>が適用される区域)</p>
	<p>条例第3条第1項に基づく土地の区域 ただし、指定した土地の区域のうち、都市計画法施行令第29条の9各号に掲げる土地の区域、農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域並びに農地法第4条第6項第1号口に掲げる農地及び第5条第2項第1号口に掲げる農地又は採草放牧地を除く。 (環境の保全上支障があると認められる予定建築物等の用途は、居住の用に供する一戸建ての住宅(賃貸の用に供するものを除く。)以外の建物とする。)(最低敷地面積300m<sup>2</sup>が適用されない区域)</p>
	<p>【浸水ハザードエリア】 都市計画法施行令第29条の9第6号又は第7号(第8条第1項第2号口に限る。)に該当する区域 (利根川、江戸川、荒川、小山川又は中川が氾濫した場合の想定浸水深が3m以上である土地の区域)</p>